

# 税の申告が始まります

2月16日(月)～3月16日(月)



図佐原税務署 ☎(54)1331  
音声案内に続き「2」を押してください

平成26年中の所得に対する所得税確定申告と市県民税申告の受付・相談が始まります。早めの準備で正しい申告をしましょう。

## ■申告に必要なもの 印鑑(朱肉をつけるもの) 収入がわかるもの

- 給与や年金の源泉徴収票(原本)
- 農業や事業収入の場合は、売上額や仕入れ額、経費などを集計した資料など
- 国民年金の支払い証明書、生命保険・個人年金・地震保険などの控除証明書など(すべて原本)

○国民健康保険税、介護保険料などの支払い額がわかるもの(納付書や引き落とし口座の通帳など)

※年金を受け取っている人は、年金の源泉徴収票に記載がある場合があります

○医療費控除を受け取る人は、医療機関などに支払った金額や、補てんされた金額(生命保険や高額医療費制度などで受け取った額)をあらかじめ集計した領収書(原本)

申告者の口座がわかるもの(還付が生じた際、還付金振込口座として必要です)

前年の申告書や収支内訳書などの控え

医療費控除や扶養控除の追加など、所得税額が還付になる場合、佐原税務署では申告期間前でも申告書の提出ができます。

確定申告期間中は各会場が大変混み合いますので、税理士無料相談会や2月9日(月)からの佐原税務署確定申告書作成会場を利用ください。

譲渡所得があった人

株式の譲渡により申告が必要な人、平成26年中に土地や建物などを譲渡、または交換した場合は、譲渡所得の申告が必要となりますので、佐原税務署で申告してください。

申告書は国税庁のホームページで作成できます

確定申告書等作成コーナーで、画面案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税(復興特別所得税)、消費税の申告書や青色申告決算書などが作成できます。

作成した申告書のデータをプリントアウトして、郵送などで提出できます。

■e・Taxなら  
○ホームページからそのまま送信  
○添付書類の提出省略  
○還付がスピーディー  
※「電子証明書の住民基本台帳カード」と「ICカードリーダライタ」が必要です

香取市に住民登録のない人

平成27年1月1日現在、香取市に住民登録のない人でも、実質上の生活の本拠地が香取市である人や、市内に事務所や事業所または家屋を所有している人は、市県民税の申告が必要です。

香取市に住民登録のない人

平成27年1月1日現在、香取市に住民登録のない人でも、実質上の生活の本拠地が香取市である人や、市内に事務所や事業所または家屋を所有している人は、市県民税の申告が必要です。

平成27年1月1日現在、香取市に住民登録のない人でも、実質上の生活の本拠地が香取市である人や、市内に事務所や事業所または家屋を所有している人は、市県民税の申告が必要です。

## ■申告相談会場・相談日

会場	曜日	相談時間
佐原税務署 ☎(54)1331	月～金曜日	9時～17時
市役所5階大会議室 ☎(50)1242		8時30分～17時
小見川市民センター「いぶき館」3階304研修室 ☎(82)1114		
山田支所1階会議室 ☎(78)2113	月・水・金曜日	※正午から13時までは受領のみ
栗源市民センター「さつき館」2階201研修室 ☎(75)2113	火・木曜日 ※2/16月、3/16月も実施	

### 【税務署で受け付けできる申告】

- ①平成26年分、平成26年分以外の確定申告
  - ②申告期間前の還付申告、期限後の申告
  - ③修正申告、更正の請求
  - ④青色申告を選択している人、株や土地建物の譲渡、先物取引により収入がある人、消費税申告をする人の申告
  - ⑤作成済みの申告書受付
- ※震災による建物や家財などの被害を雑損控除する人は税務署での申告相談をお勧めします

### 【市役所・各支所で受け付けできる申告】

- 平成26年分の確定申告(上記②、③、④を除く)
- 作成済みの申告書受付
- 市県民税の申告(確定申告をする人は不要)

3月1日(日) 8時30分～17時  
市役所・各支所で休日申告相談を行います

## このような場合も忘れないで申告を

図税務課 ☎(50)1242

確定申告や市県民税申告は、平成27年度の市県民税や国民健康保険税などを算出する基礎となりますので、申告してください。

### 収入が公的年金のみの人

公的年金のみの所得者で、日本年金機構などへ提出した「扶養親族等申告書」で申告した扶養親族以外にも扶養控除の対象となる親族がいる場合や、自分で納付した国民健康保険税、後期高齢者医療保険料(口座振替も含む)、生命保険や地震保険などの支払いがある人は、その旨を申告することにより所得税、市県民税が減額される場合があります。

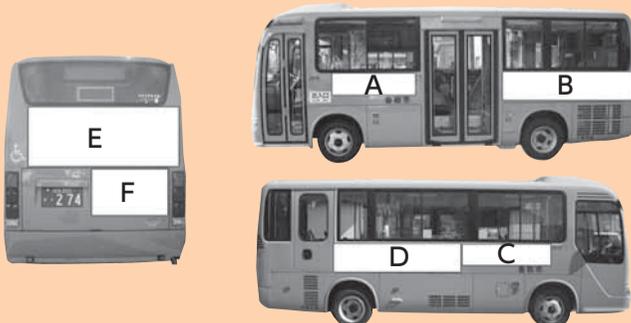
### 香取市に住民登録のない人

平成27年1月1日現在、香取市に住民登録のない人でも、実質上の生活の本拠地が香取市である人や、市内に事務所や事業所または家屋を所有している人は、市県民税の申告が必要です。

## ■広告掲載規格・掲載料金

掲載箇所	掲載枠数	掲載規格(縦×横)	月額掲載料
A	4枠	300mm×1,200mm	2,000円/枠
B	4枠	500mm×2,300mm	4,000円/枠
C	4枠	300mm×1,200mm	2,000円/枠
D	4枠	500mm×2,500mm	4,000円/枠
E	4枠	550mm×1,300mm	4,000円/枠
F	4枠	500mm×800mm	2,000円/枠

※掲載料金以外に、広告の製作費などが発生します



## 市内循環バス「車体広告」を募集

企画政策課 ☎(50)1206

市では、市内循環バスの車体への広告掲載を通じて、運行を支援して下さる企業・事業所を募集します。

### ■対象バス車両

- ①北佐原・新島ルート、周遊ルート
- ②大戸・瑞穂ルート
- ③小見川循環バス
- ④西ルート
- ⑤山田循環バス
- ⑥全ルート

### ■広告掲載期間

4月3日(金)～平成28年3月31日(木)

### ■制約など

市の公共性や消費者保護の見地から、掲載できない広告を定めています。詳しくは広告掲載要領をご覧ください。

告掲載基準をご覧ください。また、広告掲載に際しては、市内循環バス広告掲載取扱要領および法令などを順守してください。

### ■申込

2月2日(月)から27日(金)までに次の書類を企画政策課へ提出してください。

- 市内循環バス広告掲載申込書
- 掲載する広告案
- ※「市内循環バス広告掲載申込書」「市内循環バス広告掲載取扱要領」「広告掲載基準」は、企画政策課窓口を設置のほか、市ホームページに掲載しています

※申込者多数の場合は、要領に定める抽選方法により、掲載者を決定します